# 徳島市国民健康保険料減免取扱要綱

（目　　的）

第１条　この要綱は、徳島市国民健康保険条例（昭和 38 年条例第 42 号。以下「条例」という。）第 24 条第１項第１号、第３号及び第４号に規定する保険料の減免取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

（減免の対象者等）

第２条　市長は、次の各号に該当する者で、保険料の納付義務者及びその世帯に属する被保険者がその利用し得る資産、能力の活用を図っても、なお保険料の全額納付に堪えることが困難であると認められる者に対しては、その者の申請に基づき、当該年度の保険料確定額の事実発生以降の保険料について減額又は免除することができる。

⑴　火災・風水害・落雷・その他これらに類する災害により生活資源を減損し、生活が著しく困難となった者。

⑵　生活の中心となる者の死亡・疾病・負傷・本人の責に帰さない退職又は解雇若しくは事業の休廃止等により、その収入が激減し、生活が著しく困難となった者。ただし、条例第１５条の２により特例対象被保険者等に係る保険料が軽減される者は除く。

⑶　次のいずれかに該当する被保険者又は特定同一世帯所属者がいる世帯。

ア　児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第４条第１項による支給を受けている者。

イ　重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例（昭和 48 年条例第 13 号）の適用されている知的障害者及び身体障害者。

ウ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第２項の精神障害者保健福祉手帳１級を交付されている者。

エ　徳島県特定疾患治療研究事業の特定疾患医療受給者証を交付されている者。

オ　難病の患者に対する医療等に関する法律に係る医療費の支給認定を受けている者又は児童福祉法第 19 条の３による医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等。

⑷　納付義務者が生活保護法による保護を受けることとなった世帯。

⑸　強制換価手続による所得又は譲渡所得がある者で、やむを得ない理由による債務の履行により、当該所得が失われたと認められる者。

⑹　国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 59 条に該当する被保険者がいる世帯。

⑺　前年の医療費の支払額が多額で、生活が著しく困難となった者。

⑻　登記簿に土地又は家屋の所有者として登記されている者であっても、裁判若しくは審判の確定又は調停の成立を証する書面により、当該所有者でないことが明らかな者。

⑼　当該年度４月１日時点で満１８歳未満の被保険者が属する低所得世帯。

⑽　避難を目的としてウクライナから日本に在留を許可されているもの。

（減免の割合）

第３条　前条の各号に該当する者の適用範囲及び減免割合等は別表のとおりとする。

２　前条に規定する第１号、第４号、第６号、第８号、第９号及び第１０号を除く各号のうち、２つ以上の規定に該当する者については、減免割合の大きいいずれか１つの規定を運用する。

３　前条第２号、第３号又は第７号に該当する者で、条例第15条第１項第１号及び第２号の規定による保険料の減額がされているときは減免を行わない。ただし、特別の事情のある場合はこの限りではない。

４　減免に係る申請書の提出が、条例第24条第２項に規定する期限後であっても、遅延した理由がやむを得ないと認められるときは、当該年度の保険料の範囲内において、減免することができる。

（減免の取消し）

第４条　市長は、保険料の減免措置を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときはその措置を取り消し、その旨を当該納付義務者に通知するとともに、減免により免れた当該保険料は納付義務者より徴収する。

⑴　資力の回復その他事情の変化によって減免が不適当と認められるとき。

⑵　偽りの申請その他不正の行為によって減免の措置を受けたと認められるとき。

附　則

この要綱は、平成１２年度の保険料から適用する。

附　則

この要綱は、平成１５年度の保険料から適用する。

附　則

この要綱は、平成１６年度の保険料から適用する。

附　則

この要綱は、平成２０年度の保険料から適用する。

附　則

この要綱は、平成２２年度の保険料から適用する。

附　則

この要綱は、平成２５年度の保険料から適用する。

附　則

この要綱は、平成２８年度の保険料から適用する。

附　則

この要綱は、平成３０年度の保険料から適用する。

附　則

この要綱は、平成３１年度の保険料から適用する。

附　則

この要綱は、令和４年度の保険料から適用する。

附　則

この要綱は、令和５年度の保険料から適用する。

附　則

１　令和８年４月１日施行

２　令和８年度の保険料から適用する。